

令和8年（フ）第1233号

東京都町田市金森5丁目8番2号
破産者 磯 岬
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1287号

東京都八王子市平岡町27番7号メイゾン平岡202号
破産者 多田羅智子
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和2年（フ）第2817号

横浜市神奈川区菅田町245番地1 グリーンヒルズ赤坂105号、開始決定時の住所神奈川県大和市上和田895番地2
破産者 村谷 和紀
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第478号

神奈川県高座郡寒川町一之宮1丁目16番38号
破産者 株式会社LOA
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第479号

神奈川県藤沢市辻堂1丁目1番10号
破産者 株式会社Leia
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第178号

神奈川県平塚市四之宮7丁目1番28―1号
破産者 有限会社太陽工機製作所
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年（フ）第380号

茨城県水戸市上水戸2丁目6番10号 フィットビル202号
破産者 熊坂 千学
1 決定年月日 令和8年9月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和8年（フ）第22号

茨城県久慈郡大子町大字上野宮3332番地
破産者 益子 崇
1 決定年月日 令和8年9月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和8年（フ）第27号

佐賀県鳥栖市古賀町11番地 NEWマリッチGONDOUN A102
破産者 宮原 将登
1 決定年月日 令和8年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第5号

岩手県大船渡市盛町字馬場23番地7 市営住宅盛中央団地1号棟408号
破産者 飯島 千秋
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和8年（フ）第39号

岩手県一関市東山町松川字野谷起240番地3
破産者 和賀 清子
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和8年（フ）第41号

岩手県大船渡市大船渡町字上山15番地5
破産者 岩渕 恵子
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和8年（フ）第43号

岩手県一関市宮下町6番12号
破産者 小岩 優也
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和8年（フ）第45号

岩手県気仙郡住田町世田米字世田米駅46番地1
破産者 水野 昂太
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和8年（フ）第262号

大阪府泉大津市若宮町5番19―1201号
破産者 岡本 恵美
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年（フ）第304号

大阪府泉佐野市鶴原1066、開始決定時大阪府泉佐野市鶴原1411番地の1（312）
破産者 手塚 大地
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年（フ）第320号

大阪府和泉市葛の葉町二丁目8番4―304号
破産者 星衛 優子
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年（フ）第130号

奈良県生駒市小瀬町893番地16
破産者 木村 彰博
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第131号

奈良県大和高田市大字大谷274番地
破産者 西堀 辰巳
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年（フ）第170号

福岡県小郡市小板井452番地17
破産者 S．Tデザインこと 高田 聖也
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部